

国立大学法人広島大学の役員報酬・給与等について

I 役員報酬等について

1 役員報酬についての基本方針に関する事項

① 平成19年度における役員報酬についての業績反映のさせ方

- 各役員の在職期間における業績を勘案し、経営協議会の議を経て、期末特別手当(賞与)の支給額を100分の10の範囲内で増減できることとしている。

② 役員報酬基準の改定内容

法人の長

4月改正

- 給与の支給日(その月の17日)が暦上の休日に当たる場合の支給日を17日以後の直近の休日以外の日に変更した。

- 国家公務員の給与制度の改正(広域異動手当の新設)を参考に、広域の人事交流を余儀なくされる者の負担を考慮し、広域人事交流手当を新設した。(支給期間:3年、支給額:採用前後の機関間の距離に応じて60km~300km:2%、300km以上:4%)

理事

- 法人の長と同じ

理事(非常勤)

4月改正

- 給与の支給日(その月の17日)が暦上の休日に当たる場合の支給日を17日以後の直近の休日以外の日に変更した。

監事

- 法人の長と同じ

監事(非常勤)

- 理事(非常勤)と同じ

2 役員の報酬等の支給状況

役名	平成19年度年間報酬等の総額				就任・退任の状況		前職
	報酬(給与)	賞与	その他(内容)	就任	退任		
A法人の長	千円 17,929	千円 11,910	千円 5,547 447 (通勤手当) 25 (住居手当)		5月21日		
B法人の長	千円 4,191	千円 1,921	千円 2,270			5月20日	
A理事	千円 12,927	千円 8,791	千円 4,095 41 (通勤手当)	5月21日			
B理事	千円 13,047	千円 8,791	千円 4,095 161 (通勤手当)	5月21日			
C理事	千円 11,879	千円 8,791	千円 2,726 362 (通勤手当)	5月21日			
D理事	千円 1,461	千円 1,449	千円 12 (通勤手当)		5月20日		
E理事	千円 1,471	千円 1,449	千円 22 (通勤手当)		5月20日		
F理事	千円 15,690	千円 11,168	千円 4,479 173 (通勤手当) △130 (初任給調整手当)		3月31日		
G理事	千円 1,476	千円 1,449	千円 27 (通勤手当)		5月20日		
H理事	千円 3,465	千円 1,552	千円 1,834 79 (通勤手当)		5月20日		
I理事	千円 14,698	千円 9,402	千円 3,934 350 (通勤手当) 636 (単身赴任手当) 376 (広域人事交流手当)		3月31日	◇	
A監事	千円 12,616	千円 8,736	千円 3,536 344 (通勤手当)				
B監事 (非常勤)	千円 3,084	千円 3,084	千円				

注1:「その他(内容)」欄中、「住居手当」及び「初任給調整手当」は本来役員に対して支給する手当ではないが、「住居手当」は平成19年度に誤って支給したため、「初任給調整手当」は平成18年度に誤って支給したものと平成19年度に返戻処理したため、計上しているものである。(住居手当の誤支給分については、既に平成20年度の報酬において返戻処理を行っている。)

注2:「前職」欄の「◇」は、役員出向者(国家公務員退職手当法(昭和28年法律第182号)第7条の3第1項に規定する独立行政法人等役員となるために本府省課長・企画官相当職以上退職し、かつ、引き続き同項に規定する独立行政法人等役員として在職する者)であること示す。

3 役員の退職手当の支給状況(平成19年度中に退職手当を支給された退職者の状況)

区分	支給額(総額)	法人での在職期間	退職年月日	業績勘案率	摘要	前職
法人の長	千円 5,424	年 3	月 2	平成19年 5月20日	1.0	本学の学長として、大学の運営に鋭意尽力したことから、同人の退職手当に係る役員期間の業績勘案率を「1.0」とし、退職手当を増額又は減額することなく支給するものとした。
理事A	千円 4,693(58,568)	年 3(38)	月 2(2)	平成19年 5月20日	1.0	本学の理事・副学長として、学部・研究科及び大学の運営に鋭意尽力したことから、同人の退職手当に係る役員期間の業績勘案率を「1.0」とし、退職手当を増額又は減額することなく支給するものとした。
監事	千円	年	月		該当者なし	

注1: 法人の長及び理事Aの「業績勘案率」の欄には、当法人の役員退職手当規則に基づき、退職手当の算定に当たって当該退職役員の業績等を評価して乗じることとしている係数である評価係数を記載した。

注2: 理事Aについては、役員在職期間を役員退職手当規則に適用させて算出した金額を記載するとともに、括弧内に役員在職期間に職員在職期間を通算した期間(「法人での在職期間」)をもって該当役員の在職期間として算出した金額を記載した。

II 職員給与について

1 職員給与についての基本方針に関する事項

① 人件費管理の基本方針

- ・ 教育・研究活動の活性化と質的向上及び大学運営に係る人材の有効活用に資するため、教職員給与の適正化を推進し、全学的視点から人件費(人員)管理を行う。

② 職員給与決定の基本方針

ア 紙与水準の決定に際しての考慮事項とその考え方

- ・ 本給表の改定に当たっては、社会一般の情勢を判断する上で、極めて客觀性かつ合理性のある国家公務員の俸給表を参考にする。ただし、教育職本給表については、社団法人国立大学協会が作成する各国立大学法人の給与表作成の参考となる資料などを参考にするものとする。
- ・ 諸手当及び業績手当(賞与)の改定に当たっては、社会一般の情勢並びに本学職員の勤務の実績、地域的な諸条件及び財務状況等を考慮して行うものとする。

イ 職員の発揮した能率又は職員の勤務成績の給与への反映方法についての考え方

- ・ 人件費の範囲内で、職員の勤務成績に応じて、昇給又は昇格若しくは勤勉手当に反映させるものとする。

[能率、勤務成績が反映される給与の内容]

給与種目	制度の内容
基本給:本給	昇給: 每年1月1日に、同日前1年間におけるその者の勤務成績に応じて、2号俸から8号俸までの範囲内で昇給させることができる。
	昇格: 職員の勤務成績が優秀である場合には、その者が従事する職務に応じ、1級上位の級に昇格させることができる。
賞与:勤勉手当(査定分)	基準日(6月1日及び12月1日)以前6月以内の期間における勤務成績に応じて決定された成績率により支給することができる。

ウ 平成19年度における給与制度の主な改正点

4月改正

- ① 給与の支給日(その月の17日)が暦上の休日に当たる場合の支給日を17日以後の直近の休日以外の日に変更した。
- ② 大学院担当及び大学院補助指導に係る本給の調整額の支給対象に「助教」を追加した。
- ③ 国家公務員の給与制度の改正を参考に、管理職手当の支給額を定率制から本給表別・級別・適用区分別の定額制に移行した。
併せて支給対象職位を追加した。(看護師長V種、診療放射線技師長V種、臨床検査技師長V種など)
- ④ 著しく負担のかかる職務を付加された職員に対して支給する職務付加手当の支給対象職務を追加した。(学内共同利用施設の長:月額10,000円、歯科診療所長:月額10,000円)
- ⑤ 国家公務員の給与制度の改正を参考に、配偶者以外に係る扶養手当の支給月額について3人目以降1,000円引き上げた。(月額5,000円→6,000円)
- ⑥ 国家公務員の給与制度の改正(広域異動手当の新設)を参考に、広域の人事交流を余儀なくされる者の負担を考慮し、広域人事交流手当を新設した。
(支給期間:3年、支給率:採用前後の機関間の距離に応じて60km~300km:2%, 300km以上:4%, 地域手当との併給調整あり)

7月改正

- ① 広島大学の運営体制の見直しにより、副理事が配置されたことに伴い、職務付手当支給対象職務に追加した。(副理事:月額80,000円)

2月改正（平成19年12月1日適用）

- ① 国家公務員の給与制度の改正及び社団法人国立大学協会作成の参考給与表を参考に、指定職本給表適用職員以外の職員のうち、初任給を中心に若年層に限定して、本給月額を引き上げた。(一般職は最高月額2,000円引き上げ)
- ② 国家公務員の給与制度の改正及び社団法人国立大学協会作成の参考給与表を参考に、本給表との整合性を確保する観点から、本給の調整額について、該当する級の調整基本額を引き上げた。
- ③ 国家公務員の給与制度の改正を参考に、子等に係る支給月額を500円引き上げた。(月額6,000円→6,500円)
- ④ 本学の地域的な諸条件等を考慮して、各勤務箇所の地域手当を1%引き上げた。(広島市4%→5%, 広島市以外1%→2%)
※指定職本給表適用職員は改正なし。
- ⑤ 附属学校教員に係る特殊勤務手当(教員特殊業務手当)について、公立学校との人事交流を円滑に行うため、公立学校と同額とするよう300円引き上げた。
(修学旅行等引率指導業務 1,700円→2,000円など)
- ⑥ 国家公務員の給与制度の改正を参考に、12月期の勤勉手当の勤務成績割合を0.05月引き上げた。

2 職員給与の支給状況

① 職種別支給状況

区分	人員	平均年齢	平成19年度の年間給与額(平均)			
			総額	うち所定内		うち賞与
				うち通勤手当	千円	
常勤職員	人 2,671	歳 44.2	千円 7,415	千円 5,369	千円 114	千円 2,046
事務・技術	人 573	歳 42.3	千円 5,674	千円 4,153	千円 167	千円 1,521
教育職種 (大学教員)	人 1,415	歳 47.5	千円 8,961	千円 6,447	千円 114	千円 2,514
医療職種 (病院医師)	人 該当者なし	歳	千円	千円	千円	千円
医療職種 (病院看護師)	人 393	歳 35.4	千円 4,875	千円 3,584	千円 42	千円 1,291
技能・労務職種	人 2	歳	千円	千円	千円	千円
海事職種	人 8	歳 48.5	千円 7,410	千円 5,368	千円 0	千円 2,042
海技職種	人 4	歳 33.5	千円 4,654	千円 3,387	千円 0	千円 1,267
教育職種 (附属高校教員)	人 92	歳 44.7	千円 7,350	千円 5,378	千円 81	千円 1,972
教育職種 (附属義務教育学校教員)	人 88	歳 43.5	千円 7,317	千円 5,357	千円 103	千円 1,960
医療職種 (病院医療技術職員)	人 89	歳 43.1	千円 5,812	千円 4,232	千円 100	千円 1,580
その他医療職種 (医療技術職員)	人 3	歳 30.2	千円 3,566	千円 2,661	千円 142	千円 905
その他医療職種 (看護師)	人 4	歳 52.0	千円 6,181	千円 4,486	千円 78	千円 1,695

在外職員	人 該当者なし	歳	千円	千円	千円	千円
------	------------	---	----	----	----	----

任期付職員	人 該当者なし	歳	千円	千円	千円	千円
事務・技術	人 該当者なし	歳	千円	千円	千円	千円
教育職種 (大学教員)	人 該当者なし	歳	千円	千円	千円	千円
医療職種 (病院医師)	人 該当者なし	歳	千円	千円	千円	千円
医療職種 (病院看護師)	人 該当者なし	歳	千円	千円	千円	千円

再任用職員	人 該当者なし	歳	千円	千円	千円	千円
事務・技術	人 該当者なし	歳	千円	千円	千円	千円
教育職種 (大学教員)	人 該当者なし	歳	千円	千円	千円	千円
医療職種 (病院医師)	人 該当者なし	歳	千円	千円	千円	千円
医療職種 (病院看護師)	人 該当者なし	歳	千円	千円	千円	千円

非常勤職員	人	歳	千円	千円	千円	千円
	177	34.4	4,893	4,260	42	633
事務・技術	人	歳	千円	千円	千円	千円
	11	34.3	3,461	2,637	73	824
教育職種 (大学教員)	人	歳	千円	千円	千円	千円
	24	38.6	7,421	5,653	24	1,768
医療職種 (病院医師)	人	歳	千円	千円	千円	千円
	29	34.5	3,515	3,215	0	300
医療職種 (病院看護師)	人	歳	千円	千円	千円	千円
	該当者なし					
医療職種 (病院医療技術職員)	人	歳	千円	千円	千円	千円
	57	28.6	3,639	2,728	105	911
その他教育職種 (大学教員)	人	歳	千円	千円	千円	千円
	56	38.6	6,080	6,080	0	0

注1:常勤職員については、在外職員、任期付職員及び再任用職員を除く。

注2:「技能・労務職種」とは、自動車運転手、調理師及び看護助手の業務を行う職種を示す。

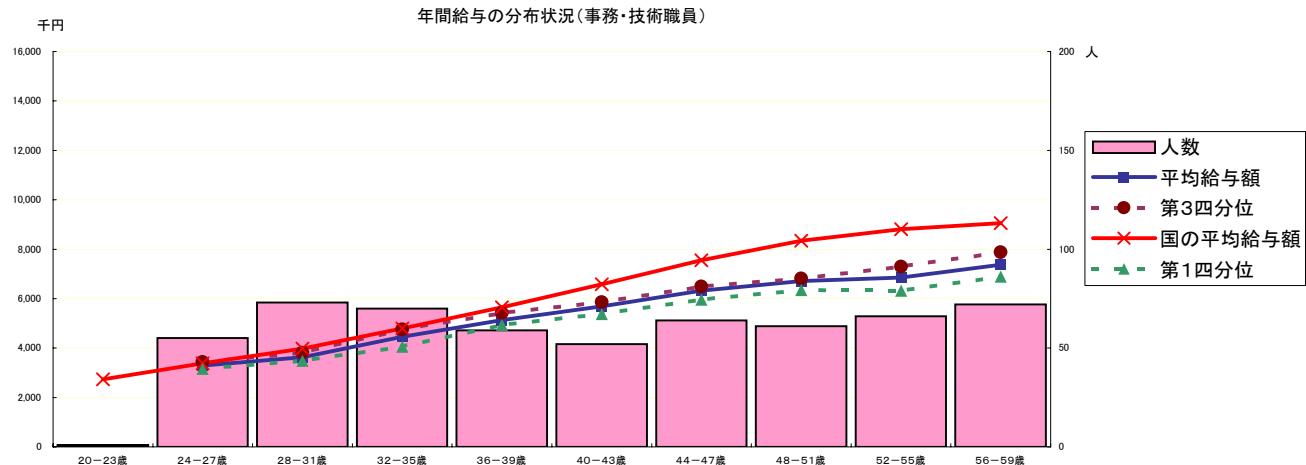
注3:「海事職種」とは、船舶等の船長、機関長、通信長、航海士及び機関士の業務を行う職種を示す。

注4:「海技職種」とは、船舶等の甲板長、甲板員、機関員及び司厨員の業務を行う職種を示す。

注5:「教育職種(附属義務教育学校教員)」には、附属幼稚園教員を含む。

注6:常勤職員の技能・労務職種は該当者が2人以下のため、当該個人に関する情報が特定されるおそれのあることから、人数以外は記載していない。

- ② 年間給与の分布状況(事務・技術職員／教育職員(大学教員)／医療職員(病院看護師))[在外職員、任期付職員及び再任用職員を除く。以下、⑤まで同じ。]



注1:①の年間給与額から通勤手当を除いた状況である。以下、⑤まで同じ。

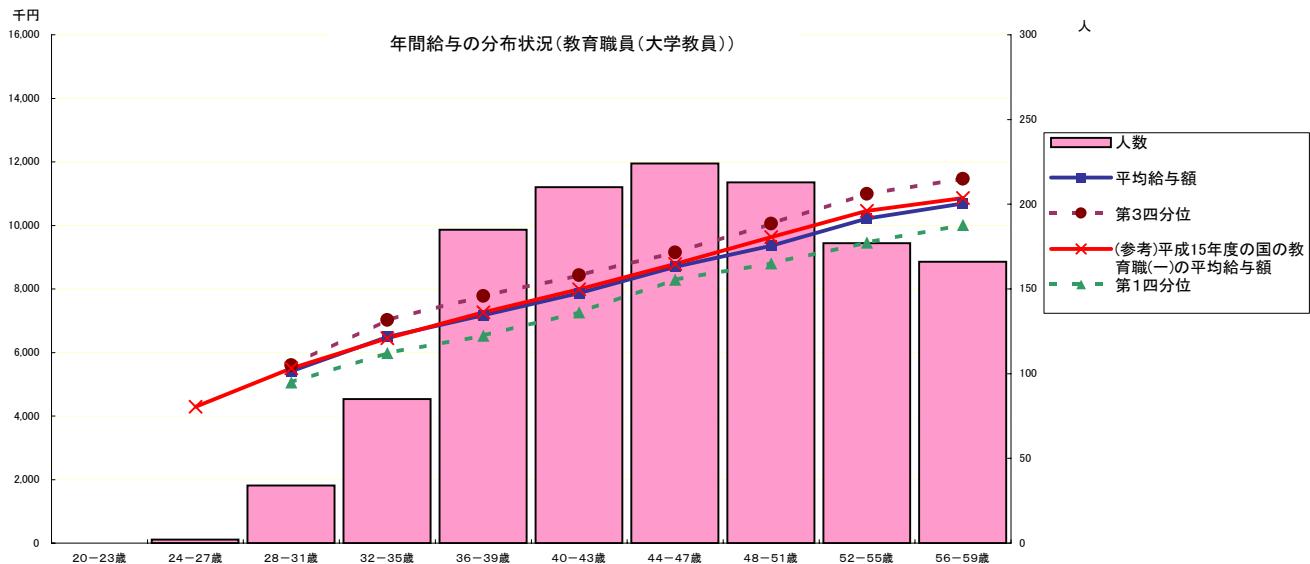
注2:20-23歳の年齢階層については、該当者が1名のため「平均給与額」、「第1四分位」及び「第3四分位」の折れ線は表示していない。

(事務・技術職員)

分布状況を示すグループ	人員	平均年齢	四分位		平均	四分位
			第1分位	第3分位		
部長	4	53.0	-	10,253	-	-
グループリーダー	42	54.7	7,391	7,997	8,480	-
専門員	56	53.2	6,594	6,943	7,297	-
主査	232	46.6	5,586	6,041	6,581	-
主任	93	39.6	4,557	5,039	5,479	-
グループ員	146	29.0	3,305	3,559	3,778	-

注1:代表的職位として掲げたグループリーダーは課長相当、専門員は課長補佐相当、主査は係長相当、グループ員は係員相当である。

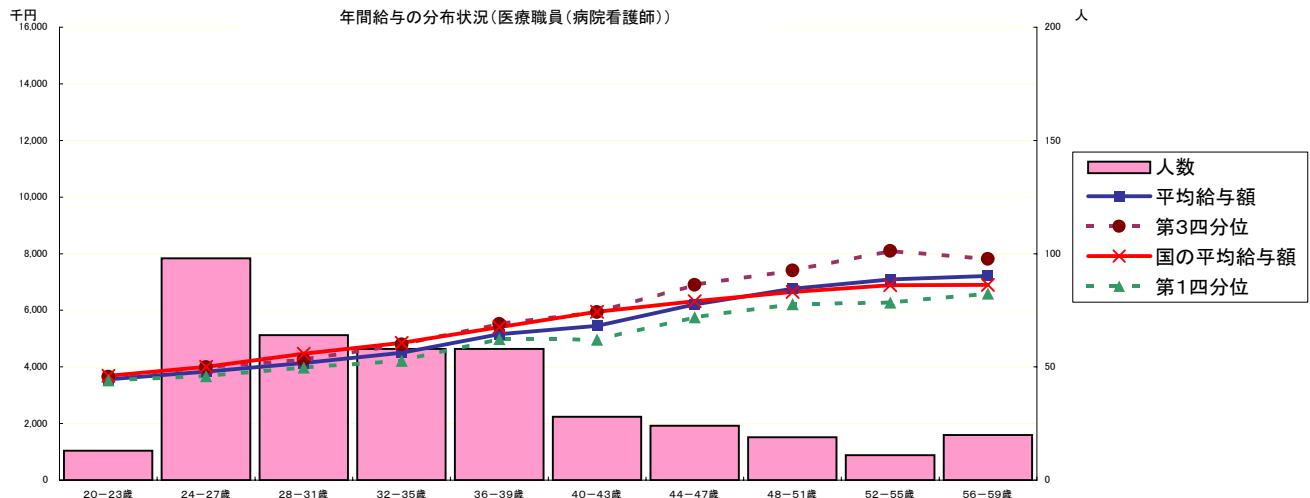
注2:部長の該当者は4人のため、当該個人に関する情報が特定されるおそれのあることから、年間給与額の「第1四分位」及び「第3四分位」の額については表示していない。



注:24-27歳の年齢階層については、該当者が2名のため「平均給与額」、「第1四分位」及び「第3四分位」の折れ線は表示していない。

(教育職員(大学教員))

分布状況を示すグループ	人員	平均年齢	四分位		平均	四分位
			第1分位	第3分位		
教授	559	54.3	9,921	10,551	11,166	-
准教授	417	45.7	8,022	8,496	9,014	-
講師	95	44.0	7,540	8,048	8,635	-
助教	334	39.6	6,217	6,719	7,332	-
助手	10	49.2	6,097	6,478	6,969	-



(医療職員(病院看護師))

分布状況を示すグループ	人員	平均年齢	四分位		平均	四分位 第3分位
			第1分位	平均		
副看護部長	4	49.3	—	7,901	—	—
看護師長	32	50.7	6,873	7,263	7,819	—
副看護師長	69	41.7	5,132	5,634	6,225	—
看護師	286	31.8	3,810	4,320	4,556	—
准看護師	2	59.5	—	—	—	—

注1:副看護部長の該当者は4人のため、当該個人に関する情報が特定されるおそれのあることから、年間給与額の「第1四分位」及び「第3四分位」の額については表示していない。

注2:准看護師の該当者は2人のため、当該個人に関する情報が特定されるおそれのあることから、「平均給与額」については記載していない。

③ 職級別在職状況等(平成20年4月1日現在)(事務・技術職員／教育職員(大学教員)／医療職員(病院看護師))

事務・技術職員

区分	計	1級	2級	3級	4級	5級
標準的な職位	グループ員	グループ員	主任 グループ員	主査 主任	専門員 主査	グループリーダー 専門員
人員 (割合)	573 (10.1%)	58 (10.1%)	90 (15.7%)	278 (48.5%)	87 (15.2%)	37 (6.5%)
年齢(最高～最低)	歳	31～22	55～27	59～33	59～44	59～47
所定内給与年額(最高～最低)	千円	2,849～1,804	4,153～2,389	5,067～2,799	5,529～4,099	6,199～4,612
年間給与額(最高～最低)	千円	3,764～2,488	5,604～3,287	7,000～3,842	7,585～5,737	8,406～6,520

区分	6級	7級	8級	9級
標準的な職位	グループリーダー	副理事 部長	副理事 部長	学長が特に必要と認める職
人員 (割合)	人 (3.3%)	人 (0.7%)	該当者なし	該当者なし
年齢(最高～最低)	歳 59～43	歳 59～44	歳	歳
所定内給与年額(最高～最低)	千円 7,366～5,847	千円 8,191～6,248	千円	千円
年間給与額(最高～最低)	千円 9,982～7,976	千円 11,291～8,622	千円	千円

教育職員(大学教員)

区分	計	1級	2級	3級	4級	5級
標準的な職位		学長が特に必要と認める職	助手 助教	講師	准教授	教授
人員 (割合)	人 1,415	人 該当者なし (24.3%)	人 344 (6.7%)	人 95 (6.7%)	人 417 (29.5%)	人 559 (39.5%)
年齢(最高～最低)	歳	歳 61～27	歳 60～31	歳 62～32	歳 62～38	歳
所定内給与年額(最高～最低)	千円	千円 6,269～3,185	千円 7,007～4,288	千円 7,811～4,318	千円 9,876～5,837	千円
年間給与額(最高～最低)	千円	千円 8,535～4,253	千円 9,680～5,794	千円 10,469～5,968	千円 13,708～8,112	千円

医療職員(病院看護師)

区分	計	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級
標準的な職位		准看護師	看護師	副看護師長	看護師長	副看護部長	看護部長	看護部長
人員 (割合)	人 393	人 2 (0.5%)	人 287 (73.%)	人 68 (17.3%)	人 32 (8.1%)	人 4 (1.0%)	人 該当者なし	人 該当者なし
年齢(最高～最低)	歳	歳 59～22	歳 58～29	歳 59～38	歳 55～45	歳	歳	歳
所定内給与年額(最高～最低)	千円	千円 4,773～2,315	千円 5,623～2,983	千円 6,032～3,895	千円 6,331～5,554	千円	千円	千円
年間給与額(最高～最低)	千円	千円 6,624～3,173	千円 7,688～4,160	千円 8,263～5,421	千円 8,493～7,570	千円	千円	千円

注:1級における該当者が2人のため、当該個人に関する情報が特定されるおそれのあることから、「年齢(最高～最低)」以下の事項については記載していない。

④ 賞与(平成19年度)における査定部分の比率(事務・技術職員／教育職員(大学教員)／医療職員(病院看護師))

事務・技術職員

区分		夏季(6月)	冬季(12月)	計
管理職員	一律支給分(期末相当)	% 64.9	% 66.5	% 65.7
	査定支給分(勤勉相当) (平均)	% 35.1	% 33.5	% 34.3
	最高～最低	% 49.6～31.8	% 46.2～30.0	% 46.7～31.1
一般職員	一律支給分(期末相当)	% 65.9	% 67.5	% 66.7
	査定支給分(勤勉相当) (平均)	% 34.1	% 32.5	% 33.3
	最高～最低	% 39.9～31.4	% 38.0～29.6	% 38.9～30.7

教育職員(大学教員)

区分		夏季(6月)	冬季(12月)	計
管理職員	一律支給分(期末相当)	% 63.9	% 65.6	% 64.8
	査定支給分(勤勉相当) (平均)	% 36.1	% 34.4	% 35.2
	最高～最低	% 46.3～32.0	% 43.6～30.6	% 44.9～31.3
一般職員	一律支給分(期末相当)	% 65.8	% 67.3	% 66.6
	査定支給分(勤勉相当) (平均)	% 34.2	% 32.7	% 33.4
	最高～最低	% 42.7～31.6	% 43.6～29.8	% 43.2～30.7

医療職員(病院看護師)

区分		夏季(6月)	冬季(12月)	計
管理職員	一律支給分(期末相当)	% 66.2	% 66.8	% 66.5
	査定支給分(勤勉相当) (平均)	% 33.8	% 33.2	% 33.5
	最高～最低	% 36.4～32.1	% 38.0～30.7	% 36.0～31.4
一般職員	一律支給分(期末相当)	% 65.3	% 66.8	% 66.1
	査定支給分(勤勉相当) (平均)	% 34.7	% 33.2	% 33.9
	最高～最低	% 39.9～30.0	% 38.0～29.6	% 38.9～30.3

⑤ 職員と国家公務員及び他の国立大学法人等との給与水準(年額)の比較指標(事務・技術職員／教育職員(大学教員)／医療職員(病院看護師))

(事務・技術職員)

対国家公務員(行政職(一))
対他の国立大学法人等

84.9
97.6

(教育職員(大学教員))

対他の国立大学法人等

98.4

(医療職員(病院看護師))

対国家公務員(医療職(三))
対他の国立大学法人等

96.0
99.8

注：当法人の年齢別人員構成をウェイトに用い、当法人の給与を国の給与水準(「対他の国立大学法人等」においては、すべての国立大学法人等を一つの法人とみなした場合の給与水準)に置き換えた場合の給与水準を100として、法人が現に支給している給与費から算出される指数をいい、人事院において算出

給与水準の比較指標について参考となる事項

○事務・技術職員

項目	内容		
指数の状況	対国家公務員 84. 9		
	参考	地域勘案 89. 6 学歴勘案 84. 1 地域・学歴勘案 89. 2	
給与水準の適切性の検証	<p>【国からの財政支出について】 支出予算の総額に占める国からの財政支出の割合 48. 6% (国からの財政支出額 31,939百万円、支出予算の総額 65,752百万円:平成19年度予算)</p> <p>【検証結果】 国からの財政支出額は100億円以上であるが、本学の予算の総額に占める割合は48. 6%であり、 また、累積欠損は生じていないことから、適切な水準を維持していると思われる。</p>		
講ずる措置	今後も社会一般の情勢を判断する上で、国家公務員の給与改定を参考に水準を維持する必要があると思われる。		

○医療職員(病院看護師)

項目	内容		
指数の状況	対国家公務員 96. 0		
	参考	地域勘案 94. 0 学歴勘案 95. 4 地域・学歴勘案 94. 1	
給与水準の適切性の検証	<p>【国からの財政支出について】 支出予算の総額に占める国からの財政支出の割合 48. 6% (国からの財政支出額 31,939百万円、支出予算の総額 65,752百万円:平成19年度予算)</p> <p>【検証結果】 国からの財政支出額は100億円以上であるが、本学の予算の総額に占める割合は48. 6%であり、 また、累積欠損は生じていないことから、適切な水準を維持していると思われる。</p>		
講ずる措置	今後も社会一般の情勢を判断する上で、国家公務員の給与改定を参考に水準を維持する必要があると思われる。		

・教育職員(大学教員)と平成15年度の教育職(一)との比較指標

対国家公務員(平成15年度の教育職(一)) 98.3

III 総人件費について

区分	当年度 (平成19年度)	前年度 (平成18年度)	比較増△減		中期目標期間開始時(平成16年度)からの増△減 (%)
			千円	(%)	
給与、報酬等支給総額 (A)	23,432,000	23,555,024	△ 123,024	(△0.5)	△ 490,257 (△2.0)
退職手当支給額 (B)	2,991,850	2,704,634	287,216	(10.6)	312,040 (11.6)
非常勤役職員等給与 (C)	6,077,670	5,154,672	922,998	(17.9)	2,260,521 (59.2)
福利厚生費 (D)	3,476,103	3,547,735	△ 71,632	(△2.0)	120,030 (3.6)
最広義人件費 (A+B+C+D)	35,977,623	34,962,065	1,015,558	(2.9)	2,202,334 (6.5)

注1:「非常勤役職員等給与」においては、寄附金、受託研究費その他競争的資金等により雇用される職員に係る費用及び人材派遣契約に係る費用等を含んでいるため、財務諸表附属明細書の「17 役員及び教職員の給与の明細」における非常勤の合計額と一致しない。

注2:「退職手当支給額」欄は、国のか常勤職員に相当する、法人の常勤職員に係る退職手当支給額を計上している。

総人件費について参考となる事項

1. 前年度(平成18年度)との比較について

① 「給与、報酬等支給総額」の減額理由

国から交付される運営費交付金(以下「運営費交付金」という。)の削減に対し実施した人員削減及び欠員数の増加等により、減額となったもの。

② 「最広義人件費」の増額理由

1) 退職手当支給額

前年度は役員の退職者がいなかったが、当年度は退職者がいたこと及び職員の退職者のうち退職手当の支給率が高い者が増加したことにより、増額となったもの。

2) 非常勤役職員等給与

外部資金、病院診療収入などの運営費交付金以外の経費により雇用される職員の増加及び非常勤職員を一部契約職員へ移行し、処遇改善を行ったため、増額となったもの。

3) 福利厚生費

法定福利費に係る保険料率の引き下げに伴う事業主負担額の減少が適用職員の増加を上回ったため、減額となったもの。

2. 人件費削減の取組状況について

① 中期目標における取組

「行政改革の重要な方針」(平成17年12月24日閣議決定)において示された総人件費改革の実行計画(以下「総人件費改革の実行計画」という。)を踏まえ、人件費削減の取組を行う。

② 中期計画における取組

総人件費改革の実行計画を踏まえ、平成21年度までに概ね4%の人件費の削減を図る。

③ 上記①及び②の進ちょく状況

総人件費改革の取組状況

年 度	基準年度 (平成17 年度)	平成18 年度	平成19 年度
給与、報酬等支給総額 (千円)	24,993,046	23,555,024	23,432,000
人件費削減率 (%)		△ 5.8	△ 6.2
人件費削減率(補正值) (%)		△ 5.8	△ 6.9

注1:「人件費削減率(補正值)」とは、「行政改革の重要な方針」(平成17年12月24日閣議決定)による人事院勧告を踏まえた官民の給与較差に基づく給与改定分を除いた削減率であり、平成18年、平成19年の行政職(一)職員の年間平均給与の増減率はそれぞれ0%, 0.7%である。

注2:基準年度(平成17年度)の給与、報酬等支給総額は、法人移行時の人件費予算相当額を基礎に算出した平成17年度人件費予算相当額である。

IV 法人が必要と認める事項

特になし